

【参考1】 下請中小企業振興法スキーム図

平成25年9月20日施行

目的(第1条)

下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講ずるとともに、下請企業振興協会による下請取引のあっせん等を推進することにより、下請関係を改善して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるよう下請中小企業の振興を図る

定義(第2条)

※特定下請事業者、特定親事業者、特定下請連携事業について新たに定義を追加。

下請事業者

【製造業・建設業・運輸業等】
3億円以下又は300人以下(個人含む)
【サービス業】
5,000万円以下又は100人以下(個人含む)等

親事業者

- 資本金・出資金(個人の場合は従業員数)の下請事業者よりも大きな事業者であって、
- 継続的に①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託等を行うもの

振興基準(第3条)

主務大臣による指導・助言(第4条)

- 【親事業者が遵守すべき事項】
発注内容の明確化、下請代金の支払方法の改善、納期の適正化、取引停止の事前予告等
- 【下請事業者が努力すべき事項】
高性能設備の導入、効果的な経営手法の採用、情報化への積極対応等
- 【協議すべき事項】
対価の決定方法の改善、納品検査等

経済産業大臣
が策定・公表

法律改正により以下の事項を新たに追加

- 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項
- 下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項

この法律は7つの省庁の共管です。(内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農水省、経産省、国交省)

親事業者、下請事業者

振興事業計画(第5～7条)

親事業者 計画の作成 特定下請組合等

支援措置(第11条)

- ・中小企業信用保険法の特例(流動資産担保保険)
- ・高度化資金貸付

2以上の下請事業者

改正

特定下請連携事業計画(第8～10条)

2以上の特定下請事業者

計画の認定基準を「振興基準」で定める。(第9条)

支援措置(第11条、12条)

- ・中小企業信用保険法の特例(普通保険・無担保保険・特別小口保険・新事業開拓保険)
- ・中小企業投資育成株式会社法の特例

下請企業振興協会(第15条、16条)

各種支援

- ①下請取引のあっせんを行うこと
- ②下請取引に関する苦情又は紛争についての相談に応じ、その解決についてあっせん又は調停を行うこと
- ③下請中小企業振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行うこと